

ID: 51

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	八頭町立図書館規則 第6条		
例規番号	平成17年教育委員会規則第15号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用の制限) 第6条 館長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、資料利用の制限、入館制限又は退館等を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 建物、附属設備又は資料を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。 (3) その他管理上支障があると認めるとき。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日